

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目次

教育委員会

- 告示第8号 教育委員会の招集……………2

選挙管理委員会

- 規程第1号 宇治市選挙管理委員会公印規程の一部を改正する規程……………2
- 告示第6号 直接請求に必要な選挙人の数……………2

教育委員会**宇治市教育委員会告示第8号**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和6年5月30日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

開会日時 令和6年5月31日 午後7時15分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 報告
 - 3 専決事項の報告について
 - 4 令和6年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

（揭示済）

選挙管理委員会**宇治市選挙管理委員会規程第1号**

宇治市選挙管理委員会公印規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年6月3日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

宇治市選挙管理委員会公印規程の一部を改正する規程

宇治市選挙管理委員会公印規程（昭和48年宇治市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「は、印影」を「その他特に必要がある場合には、印影」に改める。

附 則

この規程は、令和6年7月19日から施行する。

（揭示済）

宇治市選挙管理委員会告示第6号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和6年6月3日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和6年6月3日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,036人

- 2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙

権を有する者の3分の1の数

50,590人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,295人

（揭示済）